

# OECD:BEPS 行動計画の第一次提言 行動計画 8 移転価格ガイドライン第 6 章(無形 資産)改正案の発表

16 October 2014

## In brief

2014年9月16日、OECDはBase Erosion and Profit Shifting (BEPS)に関する行動計画の第一次提言を発表し、無形資産の移転価格ルール(BEPS行動計画8)に係る報告書が発表されました。

この報告書は、具体的な行動内容として挙げられている無形資産の広範かつ明確な定義の採用、無形資産関連利益の適正配分の確保、価格付けの困難な無形資産移転に係る移転価格税制および特別措置の策定等について検討していますが、基本的には、価値創造活動に合致する移転価格結果を確保するとの趣旨で、OECD移転価格ガイドライン第6章(無形資産に対する特別の配慮)の全面改定を行うものとなっています。ただし、無形資産の所有(ownership)の位置づけ、取引時に評価の不確実な無形資産、利益分割法の適用等につきましては、2015年に検討予定の移転価格関連のBEPS行動計画(行動計画9(リスク・資本)、10(その他の高リスク取引))の検討状況と密接に関連することから、当報告書での関連部分は暫定指針としての記述となっています。また、取引時における評価が困難な無形資産の取り扱い等については、移転価格原則および特別措置の適用として更なる検討が予定されています。

## In detail

### 1. 行動計画8:無形資産に係る移転価格ガイドライン改正案の発表

当報告書は、無形資産について実際の経済活動と離れた軽課税法域への所得移転等が大きな問題とされ、明確な指針の策定が求められていたことから、移転価格ガイドライン第6章改定の討議草案改訂版(昨年7月公表)とそれに係る各種コメントを踏まえながら、OECDで検討が進められてきました。その主たる内容は、第1・2章の改定、第6章の改定、第6章の付属、の3つのパートから成っています。

第1・2章の改定では、ロケーションセービングおよびローカルマーケットの特徴、集合労働力、多国籍企

業のグループシナジーおよび設例(5例)について述べられており、第6章の改定では、無形資産を巡る諸問題の主要部分として、無形資産の特定、所有および開発・改良・維持・保護・利用、無形資産の使用または移転、独立企業取引条件(arm's length conditions)に係る補助的指針について述べられています。ただし、かなりの部分は未だに暫定的な記述となっており、合意形成が困難な部分のあったことが示唆されています。第6章の付属では、33の設例が挙げられていますが、今後の検討対象とされているものも少なくありません(13設例)。

## 2. 改正案の内容

ロケーションセービングおよびその他の市場の特徴については、比較可能性分析を行うこととされています。ネットロケーションセービングの配分について、ローカル市場に信頼できる比較対象があれば比較可能性調整も不要であり、比較対象がない場合には関連者の機能・リスク・資産を含む関連する事実と状況の全ての分析に基づくべきとされています。

また、集合労働力については、その移転によって時間とコストの節減になる場合は比較可能性の調整によることが適切とされ、出向者によって価値あるノウハウやその他の無形資産が移転する場合には別個にその価値を検討すべきとされています。

グループシナジーについては、単なる偶発的利益に対しては対価支払が不要とされており、組織的優位性の有無および内容並びにその起因要因としてのグループ協調活動については機能分析および比較可能性分析によって決定可能とされます。

無形資産の特定については、無形資産の定義として「有形資産や金融資産ではなく、所有または支配することができ、独立企業間取引での使用または移転によって報酬が生じるもの」とされています。特許、ノウハウおよび企業秘密、商標、商号およびブランド、契約上の権利および政府の免許等は無形資産とされますが、世帯の可処分所得のレベル等の市場の状況は所有・支配することができないので、無形資産とは区別すべきとしています。のれんおよび継続企業の価値については、正確な定義は定める必要がないとされています。

無形資産の所有に係る第6章Bについては、その大半が暫定版となっています。無形資産の法的所有の決定は分析の重要な第一歩であるとされますが、独立企業原則の下での対価の問題とは別であり、結局は無形資産の開発・改良・維持・保護・利用に係る機能・資産・リスクの検討によるとされています。

一般的には取引時の予測対価によるとされていますが、実際の結果である事後の利得(損失)の配分は事実と状況によるとされています。無形資産の法的所有者に係る利得については、他の関連者に適切な報酬支払の後、事実と状況により、プラス・ゼロ・マイナスいずれにもなり得るとしています。また、単に資金提供リスクを負担するだけの場合は、リスク調整後の予想収益率を享受する権利を有するのみであるとされています。

無形資産の移転または使用については、無形資産の権利の移転、無形資産の結合的移転、無形資産の使用が関わる取引等の場合において、その取引内容の特定とともに比較可能性分析等の移転価格分析を行うこととされています。移転した権利の改良や使用に制限が課せられている場合にはその性質・程度を特定することが必須であるとされています。また、一つの無形資産の移転に伴い、必然的に他の無形資産も移転することがしばしばありますが、例えば、商標使用权の移転は、通常、それに関連するレピュテーション価値(のれん)の付与も伴うものとされ、双方の価値を検討すべきとされます。

独立企業間取引条件(arm's length conditions)の決定における補足ガイダンスとして、独立企業取引条件(arm's length conditions)の決定に際しての指針が提示されています。比較可能性分析にあたっては、取引の各当事者にとって合理的に利用可能な選択肢を検討すべきとされ、各当事者の観点を考慮すべきとされます。比較可能性分析の検討要素としては、排他性・法的保護の範囲と期間・地理的範囲・耐用年数・開発段階・改良改訂アップデートする権利・将来便益への期待が挙げられています。

また、最も適切な移転価格算定方法の選択にあたっては経済的効果を考慮することが重要とされ、残余利益のすべてを無形資産の所有者に必ず配分すべきとはならない、無形資産開発費用に基づく算定方法は一般的に避けるべきであるとしています。経験則については、所得配分等が独立企業間価格であることの証明には適用できないとされます。最も有益な算定方法は独立価格比準法(CUP法)および取引単位利益分割法であるとされるものの、利益分割法に係る記述部分は未だ暫定的なものとなっています。

無形資産取引について、比較対象が特定できない場合には、将来所得の動向、特に、将来キャッシュフローの割引現在価値の計算を前提とした評価テクニックは、仮定の有効性と独立企業原則との整合性が考慮されれば、より有用なツールとなるとされています。保守主義の原則により、会計上の評価は留意が必要とされますが、事業活動の決定を行う際に使用される評価

は信頼性が高いとされます。いわゆるDCF(Discount Cash Flow)法の適用について、その前提条件およびパラメーターの選定根拠について記述しておくべきとされ、割引率について常に加重平均資本コスト(WACC)等が使われるべきものではないとされています。

取引時点において評価が極めて不確実である場合の独立企業間価格についての記述部分は暫定的なものとされています。予想収益を取引開始時における価格算定の決定手段として使用することの可能性、その場合のリスクへの契約条件での対応等について記述されていますが、現行のガイドラインでは後知恵としてOECDにおいて支持されていない、いわゆる所得相応性基準について、今後、さらに検討される可能性があると考えられます。

### 3. 今後の検討課題

このように、今回(9月16日)公表された報告書は未だ最終版とはなっておらず、今後検討される主要項目としては、無形資産の所有について無形資産の開発・改良・維持・保護・利用との関係での意義づけのほか、移転価格の基本概念である独立企業原則を超える可能性がある特別措置(special measures)として来年に検討される可能性があるものとして、i)実際の結果に基づいて評価の困難な無形資産の価格付けを行う、ii)活動内容が無形資産開発に係る資金提供に限られる事業体を本質的に貸付(debt)投資家として取り扱う(限定的な対価を与える)、iii)評価の困難な一定の無形資産の移転について不確定支払条件を求めるおよび/または利益分割法を適用する、iv)第7条およびAOA(Authorized OECD Approach)と同様のルールを低機能で“過剰資本(thickly capitalized)”の事業体に適用する、が挙げられています。ただ、これらの分野での独立企業原則を超える取り扱いには、完全なコンセンサスが困難であり、これらのうちのどの措置を採用するか、このような措置がモデル条約9条と整合的か、については未だ確定しておらず、一方で、ここで挙げられているもの以外のものについても検討される可能性があります。

いずれにせよ、移転価格を巡る諸問題は、BEPS行動計画の他の分野と密接な関係もあることから、利子の損金算入、恒久的施設(PE)の定義、海外子会社(CFC)税制、デジタル経済問題、紛争解決等の検討内容と整合性を持った形で進められるものと考えられます。

無形資産の移転価格ルールの策定に係る報告書の発表についてのニュースレターは、以下PwC Tax Policy Bulletinをご参照ください。

PwC Tax Policy Bulletin: OECD guidance on Transfer Pricing Aspects of Intangibles – Revised Chapters I, II and VI of the OECD Transfer Pricing Guidelines

([http://www.pwc.com/en\\_GX/gx/tax/newsletters/pricing-knowledge-network/assets/pwc-oecd-guidance-tp-aspects-intangibles.pdf](http://www.pwc.com/en_GX/gx/tax/newsletters/pricing-knowledge-network/assets/pwc-oecd-guidance-tp-aspects-intangibles.pdf))

また、BEPS行動計画の第一次提言の行動計画8については、以下OECDのホームページをご参照ください。

OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project 2014 Deliverable ACTION 8: Guidance on Transfer Pricing Aspects of Intangibles ([http://www.oecd-ilibrary.org/taxation/guidance-on-transfer-pricing-aspects-of-intangibles\\_9789264219212-en](http://www.oecd-ilibrary.org/taxation/guidance-on-transfer-pricing-aspects-of-intangibles_9789264219212-en))

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル15階

電話：03-5251-2400(代表)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー

高野 公人

03-5251-2698

[kimihito.k.takano@jp.pwc.com](mailto:kimihito.k.takano@jp.pwc.com)

顧問

岡田 至康

03-5251-2670

[yoshiyasu.okadas@jp.pwc.com](mailto:yoshiyasu.okadas@jp.pwc.com)

シニア マネージャー

村岡 欣潤

03-5251-2495

[kinjun.k.muraoka@jp.pwc.com](mailto:kinjun.k.muraoka@jp.pwc.com)

ディレクター

藤澤 徹

080-9709-7045

[toru.fujisawa@jp.pwc.com](mailto:toru.fujisawa@jp.pwc.com)

シニア マネージャー

竹内 千尋

080-3122-7630

[chihiro.t.takeuchi@jp.pwc.com](mailto:chihiro.t.takeuchi@jp.pwc.com)

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、PwCのメンバーファームです。公認会計士、税理士など約500人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwCは、世界157カ国におよぶグローバルネットワークに195,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスの提供を通じて、企業・団体や個人の価値創造を支援しています。詳細は[www.pwc.com](http://www.pwc.com)をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2014 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 無断複写・転載を禁じます。

PwCとはメンバーファームである税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、またはPwCのネットワークを指しています。各メンバーファームは、別組織となっています。詳細は[www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure)をご覧ください。